

平成30年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成30年4月4日 開会

平成30年4月4日 閉会

東吾妻町議会

平成30年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号 (4月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	12
○議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

平成30年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成30年4月4日(水)午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第 1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第 2号 工事請負契約の締結について((仮称)原町保育所新築工事 建築工事)
- 第 7 議案第 3号 工事請負契約の締結について((仮称)原町保育所新築工事 機械設備工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	浦野政衛君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	片貝将美君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	一場正貴君
会計課長兼 会計管理	三枝仁君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局 補佐	水出淳
議会事務局 補佐	高橋智恵子		

◎議長挨拶

○議長（浦野政衛君） 皆さま、こんにちは。

本日、ここに平成30年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には新年度が始まって早々の極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本臨時会には承認2件、補正予算1件、その他2件が付されておりますので、十分な審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰り際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（浦野政衛君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） こんにちは。

平成30年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新年度を迎えまして議員各位には、公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼申し上げます。

ことしは例年になく寒い冬でありましたが、最近は暖かい日が続き、桜は昨年より大分早く満開を迎えようとしております。

さて、本日の臨時会では条例、補正予算及び保育所建設工事の契約の締結を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重なるご審議の上、ご議決をくださいますようお願いを申しあげまして、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（浦野政衛君） ただいまより平成30年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時32分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浦野政衛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により8番、樹下啓示議員、9番、山田信行議員、10番、茂木恒二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（浦野政衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成30年3月31日地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日施行となりました。この改正を受けて東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が法律に合わせ、平成30年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話さまになります。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

まず、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めの、第20条をごらんください。

第20条は徴収の総則の関係で、延滞金の額を、その計算の基礎となる日数に応じて計算する場合においては、平年、閏年、いわゆるうるう年を問わず、常に365日その日割按分の除数とすることを規定しているものです。後に出てくる第48条及び第52条の改正に伴う引用条項の整備であり、実質的な変更はありません。

次に、24条では「によって」を「により」に、第31条では「当該」を「同表の」に改正する規定の整備でございます。

次の36条の2項では、地方税法施行規則の引用箇所の改正で、旧2項、3項が、4項、5

項に繰り下がったことによる項ずれで、実質的な変更はありません。

次に、ページが移りまして、2ページとなります。

次の4項から8項につきましては、改正による規定の整備でございます。

次の3ページ、第47条の3、第47条の5をごらんください。

47条の3の年金所得に係る特別徴収義務者、47条の5の年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定の改正は、字句の整理等、規定の整備であり、実質的な変更はありません。

次に、4ページです。

第48条をごらんください。

第48条に追加は、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、所要の措置を講じるもので、地方税法321条の8の改正を受けてのものになります。第2項が地方税法321条の8、第24項に対応するもので、内国法人に係るもの。第3項が地方税法321条の第25項に対応するもので、特殊関係株主等である内国法人に係るものでございます。

次が、4ページから5ページになります。

改正後の4項、5項、7項、9項につきましては、改正に伴う規定の整備でございます。

次に、6ページをごらんください。

次の52条をごらんください。

52条の改正は現在の2項を4項とし、第4項の後に2項、3項を追加し、最後に5項、6項を追加するものです。新たに追加される2項、3項は、法人税法第75条2の第1項の適用を受けている法人についての規定で、2項は修正申告により納付すべき税額に係るもの、3項は増額更正により納付すべき税額に係るものになります。

次に、7ページをごらんください。

5項、6項は法人税法第81条の24、第1項の規定の適用を受けている法人及び当該対象法人との間に連結関連支配関係がある連結子会社についての規定で、5項は修正申告により納付すべき税額に係るもの、6項は増額更正により納付すべき税額に係るものになります。

次に、第54条をごらんください。

54条7項は、引用箇所である地方税法施行規則の改正によるもので、租税条約に基づく個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類に係る規定が追加されたことによる条ずれであり、第54条第7項の規定に実質的な変更はありません。

次に、8ページをごらんください。

次の附則第3条2項及び第4条の改正では、いずれも48条、52条の改正に伴う規定の整備であり、実質的な変更はありません。

次に、9ページをごらんください。

附則第10条の2では、条例で引用している地方税法附則第15条の改正により、附則第15条の第2項、第3号が削除されたことによる項ずれでございます。

次の10から13ページをごらんください。

附則第10条の3では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申請について定めた条文で、引用箇所である地方税法施行附則第12条及び施行規則附則第7条が、改正によって項ずれが起きたことによるものです。条例附則第10条の3に実質的な変更はありません。

次の12項は、税制改正により新設されたもので、地方税法附則第15条11において、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が創設されたものです。

次に、13ページをごらんください。

次の附則第11条は、土地の下落修正措置及び負担調整措置等の特例における用語の意義を規定した条文です。地方税法附則第17条に規定されている負担調整等は、評価替えごとに制度の見直しを行い、改正されるところですが、今回平成30年度において下落修正措置、負担調整措置については、現行の制度が継続されますので、ここでは見出しの年度と規定の整備等になります。

次の附則11条の2は、土地の下落修正措置についての条文です。この改正は附則17条の2の改正によるもので、適用年数が3年度分の変更です。

次に、14ページから16ページをごらんください。

次の附則第12条と附則第13条は、土地の負担調整措置についての改正で、第12条が宅地等、第13条が農地に係る負担調整措置になります。附則第18条の3、19条の改正に合わせて、適用期間の3年間の延長と、規定の整備を行うものです。

次の附則第15条では、特別土地保有税についての条文で、法附則第31条の3の改正に伴い年度を更新するものです。附則第31条の3というのは、固定資産税において負担調整措置の適用がある土地については、特別土地保有税の課税表示にも適用されることを定めた条文ですが、特別土地保有税は平成15年度以降課税は停止されていますので、この改正に伴う実質的な影響はありません。

次に、改正の附則ですが、第1条では施行期日を、第2条では町民税に関する経過措置を、

第3条では固定資産税に係る計画措置を規定しています。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認と同じ理由でございますが、地

方税法の改正に伴う地方税法施行令の一部改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が施行令に合わせ平成30年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 今回の改正は、課税限度額の見直しと軽減判定所得の見直しによるものでございます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

初めに、第2条をごらんください。

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法施行令第56条の88の2で規定されていますが、この改正に伴うものでございます。高齢化の進展等による医療給付等の増加が見込まれる中で、保険税負担の公平を図る観点から基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものです。

次に、第23条をごらんください。

第23条の改正は、国民健康保険税の均等割額と平等割額の軽減に係る改正でございます。国民健康保険税の減額については、地方税法施行令第56条の89で規定されていますが、この改正に伴うものでございます。軽減判定所得の見直しということで、第2号が5割軽減対象世帯ですが、軽減判定で人数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に引き上げるものでございます。第3号が2割軽減対象世帯ですが、同様に49万円から50万円に引き上げられ、これにより、5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されます。

次に、第24条2の2項では、国民健康保険条例参考例の改正に伴うもので、マイナンバーによる情報連携による把握ができるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。

次に、附則ですが、第1項では施行期日を、第2項では適用区分を規定しています。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしく願いします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第5、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに101万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億2,901万2,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、東吾妻町議会議員補欠選挙に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださ

いますようよろしくお願いいいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

議案書の1ページをお願いいいたします。

平成30年度一般会計の補正予算第1号でございます。

第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ101万2,000円を追加しまして、総額を82億2,901万2,000円とするお願いいでございます。

事項別明細書により歳入の説明をさせていただきます。

最後のページ、4ページになります。

歳入でございますが、10款1項地方交付税につきまして、普通地方交付税を101万2,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

歳出の2款4項5目東吾妻町議会議員補欠選挙費の101万2,000円の補正のお願いでございます。

これにつきましては、議会議員に欠員が生じたことに伴いまして、町長選挙と同じ日であります4月15日に、東吾妻町議会議員補欠選挙を実施する経費でございます。

主な内容としましては、1節の報酬、これは開票の選挙の立会人の報酬、4名分3万6,000円です。3、職員手当、時間外勤務手当。時間外勤務手当につきましては、投票所22カ所に投票用紙交付係を1名増員するためにかかる経費でございます。

主な経費は、この投票所にかかる経費でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結について（（仮称）原町保育所新築工事 建築工事）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 工事請負契約の締結について（（仮称）原町保育所新築工事 建築工事）の提案理由の説明を申し上げます。

この工事請負契約は3月30日に執行された条件つき一般競争入札の結果、池原工業株式会社が請負契約3億5,964万円で落札し、契約締結のお願いをするものであります。

工期は平成30年11月30日までを予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

今回お願いする工事請負契約の締結、（仮称）原町保育所新築工事、建築工事でございます。

すが、概要を説明させていただきます。

最初に、申しわけありませんが資料の訂正をお願いいたします。

議案第2号、議案第3号共通ですが、議案書の裏面をごらんいただきたいのですが、指名競争入札執行調書とございますが、本来はここは条件つき一般競争入札執行調書となります。申しわけありませんが、条件つき一般競争入札執行調書と訂正をしていただきたいと思えます。議案第2号、第3号共通でございます。

よろしく申し上げます。

それでは、添付資料により説明をいたします。

まず、議案第2号、図面についてはA3判が4枚ございます。3月12日の議員全員協議会の説明と重複する部分がございますが、ご容赦願います。

①の配置図をごらんください。

敷地面積が1,647.23平方メートル、建築面積が938.57平方メートル、延べ面積1,549.46平方メートルです。この図面左上にございますのは、建物を真上から見たもので、建物右下部分が園庭になります。この施設は0歳児から2歳児までの保育所になります。

次に、②1階平面図をごらんください。

部屋ごとに表示してございます。真ん中の下が玄関で、それぞれ目的別利用区分になっております。0歳児については定員を10名、1歳児については24名、2歳児については36人を予定しております。

続いて、③2階平面図をごらんください。

向かって左側は、子育て支援センターとして使用する予定でおります。子育てに関する相談業務も予定しております。右側は多目的室の吹き抜けと、南側はテラス、ベランダになります。また、園庭の広さですが、基準以上の広さとなっております。ほかにも2階のこのテラスや隣のこども園の庭で遊ぶことも可能となります。

④は立面図になります。

左上は南側からの立面図ですが、屋根の緑色が一部白くなってはおりますが、ここはテラスの細工を考え波板ガラスとする予定でございます。

建築工事の概要を図面で説明させていただきました。

なお、工期につきましては、ご議決をいただいた日から今年11月30日までを予定しております。工事につきましては、保育所職員、請負業者などと連絡をとりながら進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結について（（仮称）原町保育所新築工事 機械設備工事）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 工事請負契約の締結について（（仮称）原町保育所新築工事 機械設備工事）の提案理由の説明を申し上げます。

この工事請負契約につきましては、議案第2号でご議決をいただいた建築工事に関連するものでございまして、3月30日に執行された条件つき一般競争入札の結果、富沢設備株式会社が請負契約7,506万円で落札し、契約締結をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） それでは、議案第3号、工事請負契約の締結、（仮称）原町保育所新築工事、機械設備工事の概要を説明させていただきます。

この工事は議案第2号に関連するものでございます。こちらも添付資料により説明をさせていただきます。

まず、①の給排水1階平面図をお願いいたします。

それぞれトイレ、給湯室、調理関係の部分が四角く囲んであります。

次の②は給排水2階平面図でございます。

水回りの関係は主に図面の左上になろうかと思えます。

次の③は1階部分の空調関係、エアコンでございます。

次の④につきましては、2階部分の空調の関係の図面になります。

機械設備工事ということですが、ほかに換気設備や床暖房などが機械設備の中に含まれることとなります。

詳細の図面については省略をさせていただきました。

工期については議案第2号と同様に、11月30日までを予定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(浦野政衛君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長(浦野政衛君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(浦野政衛君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(浦野政衛君) これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第2回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時07分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 浦野政衛

署名議員 樹下啓示

署名議員 山田信行

署名議員 茂木恒二